

○山梨県警察緊急配備等に関する訓令

〔平成3年8月23日〕
〔本部訓令第18号〕

〔沿革〕 平成4年7月本部訓令第12号 平成6年10月本部訓令第19号
平成23年4月本部訓令第8号

（概要）

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）等の規定に基づき、山梨県警察における緊急配備及び重点警戒に関して必要な事項を定めたものである。